

「岡山県建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準」 一部改正の概要

1 改正理由

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）」が成立し、著しく低い労務費等による見積及び変更依頼の禁止、受注者による著しく短い工期及び原価に満たない額による契約締結の禁止などの規定が、令和 7 年 12 月 12 日から施行されたことに伴い、その実効性確保のため、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」（平成 14 年 3 月 28 日付け国総建第 67 号）が一部改正されたことに鑑み、処分対象となる建設業法の規定を追加する等、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 基準三の 1 の (2)

処分対象となる建設業法の規定を追加する。

(2) 基準三の 2 の (2) d 並びに 基準三の 2 の (4) の②及び④

他法令の改正に伴う文言の修正等を行う。

3 施行日

令和 7 年 12 月 22 日